

## 変更交付申請書・交付請求書のデータ入力等について

### 1. 授業料支援補助金にかかる変更交付申請について

- (1) 授業料支援システム学校用操作マニュアルの「2.5. [府補助金] 変更交付申請」(P.50～)を参考に、システムでの申請を行ってください。
- (2) 申請期限は、10月変更交付申請については10月15日(火)12:00、11月変更交付申請については11月15日(金)12:00です。授業料支援補助金を申請する全ての生徒について、生徒情報の登録を行わなければ、申請額に反映されません。期限に間に合うよう、生徒情報の登録をお願いします。
- (3) システムでの変更交付申請が完了しましたら、担当あてにメールでその旨をご連絡願います。(メールの件名は「(学校名)\_変更交付申請完了」としてください。)
- (4) ランクが未確定の生徒の取り扱いについて
  - ① 年収めやす590万円以上910万円未満の世帯の生徒の取り扱いについて

就学支援金事務にて「加算なし」と判定された、年収めやす590万円以上910万円未満(所得割額合計額が257,500円以上507,000円未満)の世帯については、平成31年3月25日付け教私第3870号及び平成31年4月3日付け教私第3999号に基づき、該当する年度の課税証明書の提出を求めてください。

10月の変更交付申請まで課税証明書が提出されず、ランクが未確定の生徒については、多子世帯の区分に基づき、その補助金額の低い方(府対象外、E1、E2のいずれか)で変更交付申請を行ってください。ランク、多子世帯のいずれの区分も未確定の場合は、「府対象外」として申請してください。

その後、11月の変更交付申請までにランクが確定した場合は、確定したランクで11月の変更交付申請を行っていただき、確定しない場合は2月、3月に変更交付申請を行ってください。
  - ② 就学支援金事務にて所得割額が登録されていない(所得ランクが未確定)生徒の取り扱いについて

10月の変更交付申請時点において、4～6月のランクのみ確定しており、7～3月のランクが未確定の場合は、7～3月のランクは、4～6月のランクと同じランクで申請してください。11月の変更交付申請までにランクが確定した場合は、確定したランクで11月の変更交付申請を行っていただき、確定しない場合は2月、3月に変更交付申請を行ってください。

10月の変更交付申請時点において、4～6月、7～3月のいずれのランクも確定していない場合は、当該生徒分は10月の変更交付申請では申請せず、11月の変更交付申請で申請してください。

## 2. 「変更交付申請書（様式第3号）」の作成について

- (1) 変更交付申請画面の左上「既交付決定額」は、平成31年4月17日付け大阪府指令教私第1208号で交付決定された金額を手入力してください。複数の高等学校を有する学校法人は、4月の交付申請額を入力してください。（交付申請額どおり交付決定しています。）
- (2) 申請ボタンを押すと、変更交付申請の文言を入力する画面（帳票文言設定）が表示されます。入力画面について、以下の赤字部分を追記してください。

「平成31年4月17日付け大阪府指令教私教第1208号で交付決定を受けた令和元年度大阪府私立高等学校等授業料支援補助金について、大阪府補助金交付規則第6条第1項第2号及び大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更して下さるよう申請します。」

- (3) システムにて変更交付申請を行うと（（2）の操作まで完了すると）、「変更交付申請書（様式第3号）」がExcelにより出力されます。変更交付申請書（様式第3号）の下記の点について、手入力が必要になりますので、上書きにて入力をお願いします。
- ① 法人所在地と学校所在地が異なる場合、学校所在地が法人所在地として表示されますので、法人所在地に修正してください。
  - ② 変更交付申請書（様式第3号）の「4 変更理由・内容」（例：基準日（令和元年10月1日）時点での生徒状況が確認できたため。課税額が確認できたため。など）、「担当部課名」、「担当者」及び「電話番号」を手入力してください。
- (4) 複数の高等学校を有する学校法人は、システムでの申請により、各校の申請書類メールで提出することに加え、変更交付申請書（様式第3号）の法人合計分（金額につき、複数校分を合計したもの）に押印の上、ご提出ください。

## 3. 「6-1 授業料支援補助対象経費 集計表」について

「6-1 授業料支援補助対象経費 集計表」は、平成26～27年度入学生分、平成28～30年度入学生分、令和元年度以降入学生分がExcelにより出力されます。下記の点について、確認又は手入力が必要になりますので、「（参考）様式第3号・集計表等の手入力部分.xls」をご参照の上、上書きにて入力願います。

- ① 「授業料の額 [第3条第2項]」欄は、標準授業料（平成30年度以前入学生：580,000円、令和元年度以降入学生：600,000円）を上限とする補助対象となる授業料の額が自動計算により表示されます。
- ② 交付決定額（F）の生徒数欄、補助額欄について、4月に提出頂いた交付申請書様式（3-1 授業料支援補助金対象経費 集計表）の内容を手入力してください。なお、該当欄には既にシステム入力された内容が反映されていますが、上書きで修正してください。（別添「様式第3号\_手入力部分」を参照して下さい。）

- ※ 「2-1 授業料支援補助金対象経費 集計表」は昨年度の実績ですので、必ず「3-1 授業料支援補助金対象経費 集計表」の内容を手入力されるようお願いいたします。
- ③ 変更後（G）の生徒数欄、補助額欄はシステム入力された内容が反映されますので、金額に誤りがないか確認してください。
- ④ 差引（G）－（F）については、自動計算されます。金額に誤りがないか確認してください。

#### 4. 「交付請求書（様式第4号）」について

- (1) 請求書の作成については、請求書様式の印刷範囲外に記載していますとお入力してください。
- (2) 印刷の際、すべて表示されているか確認してください。
- (3) 請求日は、10月変更交付申請は、令和元年10月24日としてください。  
11月変更交付申請は、令和元年11月22日としてください。